



## 昨日満場一致で異議申立相立たず

金子君は取下さ

### 委員會の決定書

平町會議員選舉異議申立に關しては昨報の如く金子政通君は申立書の取下げを爲した爲め從つて消滅となり昨日午後一時から鈴木庫左右君の申立書を本會議に掛けたが満場一致を以つて委員會の決定通り「異議申立相立たず」と決した因に委員會の決定書は左記の如くである。

#### 決定書

福島縣石城郡平町字古鍛治町三十三番地

異議申立人 鈴木庫左右

明治廿六年十月十八日生

右異議申立人は本町會議員

選舉權を有する者なり而して其の申立の要旨は昭和

四年五月三十日執行したる

平町會議員選舉に際し他町

吉田政吉、佐川友次郎に選

舉權を附與し鷹崎正見、諫

訪喜一、佐藤大次郎、鶴岡

七郎、藤岡齊記、坂上仲衛

の選舉權を拒絶したる事は

甚だ矛盾にして手續上の失

意料すと謂ふに在り

依て町村制第三十三條第一

項に依り之を受理し審査を

遂ぐる處

一、若松武一郎は本町字柳

町二番地に住居を有し牛乳

販賣業を營み昭和三年九月

十五日現在調の平町會議員

選舉人名簿に登録しありて

其の後公民權の要件に缺く

する場合が多いので各家庭

では充分に注意せねばなら

夏の夕涼みにふさはしい煙火遊びの季節が來たので平署に煙火販賣の許可を題出するものが多くなつた右について當局では「子供の煙火弄びは可成危険が伴ふものであり、煙火弄び中火傷を負ふたり火災を起したりする場合が多いので各家庭

では充分に注意せねばなら

## 國の絶対多數の平町

總人口は二萬六千三百

平町役場では六月末日現在

にて人口戸数について正確

なる調査をなしたるそれに

依ると平町の人口は男一萬

半稅務署管内財務協會の平渡邊、磐崎、飯野、永戸、

豊長の一町六ヶ村財務主任

は十八日より廿四日まで縣外宮城、古川町、山形縣新庄

町、酒田町、鶴岡、大山町、溫

## 危険な花火弄り

家庭では御注意を

夏の夕涼みにふさはしい煙火遊びの季節が來たので平署に煙火販賣の許可を題出するものが多くなつた右について當局では「子供の煙火弄びは可成危険が伴ふものであり、煙火弄び中火傷を負ふたり火災を起したりする場合が多いので各家庭では充分に注意せねばなら

ない、商店では販賣して居る煙火は注意して弄べば危険ともないが二三本の煙火を一纏めにして弄ぶと甚だ危険であるから出来得るだけ煙火弄びは中止せしめたい」と語つて居るが平町のみで煙火販賣して居る商人は五十軒餘に達して居る所なし、然るに昭和四年

## 村長を辭職

金成通氏

海村の各納稅優良町村を視察する筈である

三千四百八十五名女一萬二千八百四名合計二萬六千二百八十九名であるが戸數は四千六百六十八戸で之を職業別にしてみると左の如くである

△農業一六二△工業七七四△商業一三四一△礦業三△交通業一三四一△公務乃至自由業六二八△公事の他有業者九〇八△家事使用者五六△無職二〇四△合計四六六八

半稅務署管内財務協會の平渡邊、磐崎、飯野、永戸、

豊長の一町六ヶ村財務主任

は十八日より廿四日まで縣外宮城、古川町、山形縣新庄

町、酒田町、鶴岡、大山町、溫

勤務する現鷹助役最も呼聲

村長には町村制以來役場に受けたので同選舉も終了した爲め去月二十九日同

助役は辭表を受理した後任

勤務する現鷹助役最も呼聲

高木星友太郎、田邊保晃、

山野邊龜太郎、金成欽次氏

佐藤三平氏表彰

石城郡内郷村佐藤三平氏は公益の爲め私財を寄附せし廉を以て昭和四年六月廿四日賞勵局より褒状

## 生活苦から

女の窃盜

平町月見町小野醤油店に一日午後十時頃一名の賊が忍び込み二掉の笠笥をコヂ開けて衣類を風呂敷に包み逃走せんとした處を家人に發見取押へられたが賊は同家附近に居住する、鈴木ハマ(三七)假名と云ひ生活苦から粗悪な品質に注意を要します

窃盜を働くかんとしたものであると



### 家庭知識

◇櫻の木は喉の薬

平警察署の調査に依れば一五、鷹崎正見、諫訪喜一、佐藤大次郎、鶴岡七郎、藤政吉、佐川友次郎の三人は如何も前示の如く選舉權を有する者なるを以て之に對し投票を爲さしめたるは當然なりと謂ふべし。

四、以上若松武一郎、吉田宮本清一方に居住し更に本市外東大久保四百十二番地和三年九月十七日無斷家出し其の後踏として居所分明ならざりしが今日に至り昭和四年一月より東京市本郷区湯島天神町一丁目三十二番地江波戸新作方に居住し更に本宮本清一方に居住し更に本市外東大久保四百十二番地和三年九月十七日無斷家出

りて其の後公民權の要件に缺く所なし然るに本人は昭和三年九月十七日無斷家出

りて其の後踏として居所分明ならざりしが今日に至り昭和四年一月より東京市本郷区湯島天神町一丁目三十二番地江波戸新作方に居住し更に本宮本清一方に居住し更に本市外東大久保四百十二番地和三年九月十七日無断家出

りて其の後公民權の要件に缺く所なし然るに本人は昭和三年九月十七日無断家出

りて其の後踏として居所分明ならざりしが今日に至り昭和四年一月より東京市本郷区湯島天神町一丁目三十二番地江波戸新作方に居住し更に本宮本清一方に居住し更に本市外東大久保四百十二番地和三年九月十七日無断家出

りて其の後公民權の要件に缺く所なし然るに